法定福利費の内訳を明示した「標準見積書」と法定福利費の算出手順について

第2版
2016年7月
社会保険料率を修正しました

キッチン・バス工業会
材工課題専門委員会

1 標準見積書とは

1-1 目的は「法定福利費」の原資確保

社会保険未加入の対策を進めるためには法定福利費の原資確保が重要である。しかし従来は見積時から法定福利費が明確になっておらず、その扱いが分かりにくい状況となっていた。今後は工事費総額ではなく、その中に含まれる法定福利費を明示して必要な原資を確保し、社会保険加入を進めていくことにする。

標準見積書の活用等に向けた説明会資料より

建設産業においては、建設投資の急激かつ大幅な減少に伴い価格競争が激しくなり、本来負担すべき雇用、医療、年金保険の法定福利費を適正に負担せずに低価格競争を行う企業や事業者が存在している。その結果、技能労働者の離職や若年入職者の減少が進んでいる。

社会保険加入に向けた取組を計画的に着実に進めるため、社会保険加入の前提となる法定福利費の原資の確保に向け、発注者から下請企業まで適正に支払われるよう取組を行うなど、関係者が一体となって、総合的に推進する。そのために、

①加入促進計画の着実な実行
②法定福利費の確保に向けた標準見積書の活用を推進

価格競争が激しくなっていく中で、本来固定費であるべき法定福利費が変動費のような扱いとなっている。このような現状を変える第一歩として、専門工事業の団体が、建設工事請負の見積作成時に法定福利費を明示する標準見積書を作成・推進し、加入者が必要な法定福利費を確保する。

【出典】2013.5 国土交通省　土地・建設産業局　建設市場整備課

1-2 法定福利費の算出根拠を明確にした専門工事業団体ごとの「標準見積書」

法定福利費の算出根拠が各社間で異なると比較しづらいものとなる。そのため国土交通省より、専門工事業団体に対し「算出根拠を明確にした団体各社が活用できる標準見積書の作成」、総合工事業団体に対し「専門工事業団体が作成した標準見積書の運用」の働きかけが始まっている。

1-3 キッチン・バス工事請負契約における標準見積書の作成

以上の状況を踏まえ、今後、工事請負契約の場合に元請(GC、HM)より法定福利費を明示した標準見積書での提出を求められることが予測されるため、キッチン・バス工業会会員企業が活用できる標準見積書を国土交通省のガイドに準拠して作成した。

国土交通省による標準見積書作成ガイド

（1）　標準見積書に法定福利費の内訳明示（事業主負担）
（2）　算定に当たり用いる保険料率の統一
（3）　計算手順の明確化・・・演算関係を示す形での提示。
（4）　歩掛等の根拠の明確化
（5）　法定福利費の算出方法統一
（6）　見積金額を調整するときの法定福利費の取扱い
（7）　法定福利費内訳明示額にかかる消費税の取扱い
（8）　適用除外である者の取扱い

【出典】国土建労第7号

■ 材工一式表示の標準見積書・・・添付資料【1】

■ 材工別表示の標準見積書　・・・添付資料【2】

従来の表示慣習を考慮し、材工一式表示と材工別表示の2種類の書式を作成した。書式の選択は会員企業個社の判断によるものとする。なお「標準見積書」は見積書の体裁・フォーマットを規制するものではない。

法定福利費の算出手順に関しては 第3章 に示す。

2 対象は工事請負契約

標準見積書活用は建設産業における技能労働者の処遇改善に向けた取り組みである。
キッチン・バス取付・設置に関する作業区分は、当工業会ガイドライン（2008年制定）により建設業、非建設業区分が明確に定義付けされており、建設業種区分を含まない場合は売買契約での取引が可能である。本マニュアルにおける標準見積書は工事請負契約の見積が対象となる。売買契約の見積に明示を義務付けるものではない。

改正建設業法に関するキッチン・バス工業会のガイドライン（行動指針）

（1）建設業・非建設業のフレーム

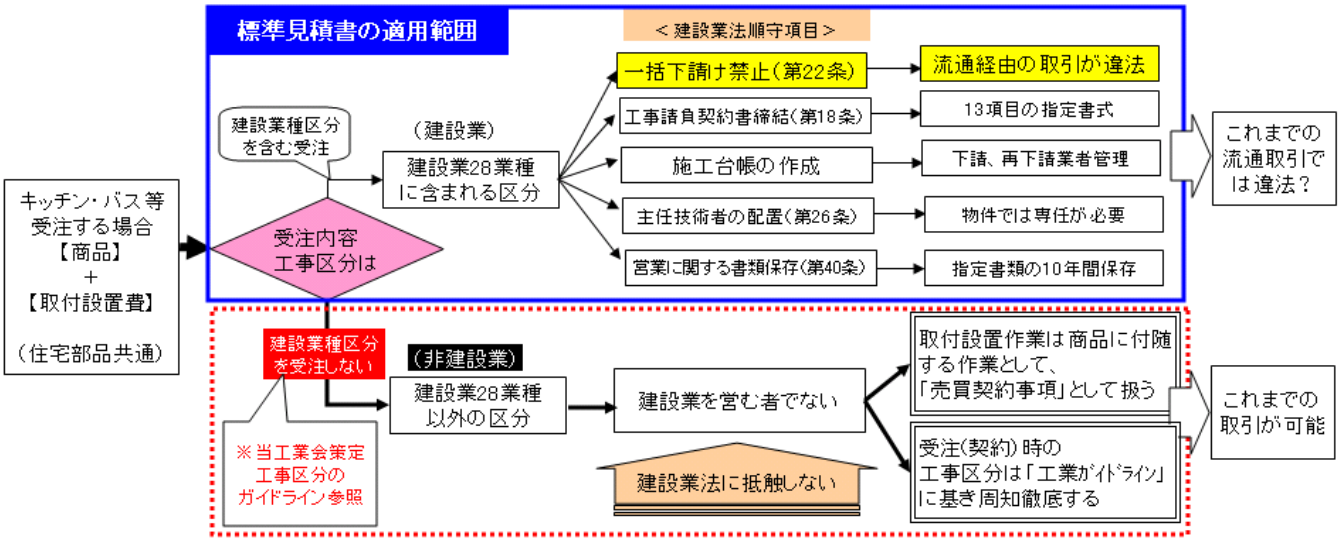

【出典】改正建設業法に関する業界の取組及び周知・徹底について（2008.9 キッチン・バス工業会）

（2）キッチン・バスの取付・設置と事前及び事後工事区分

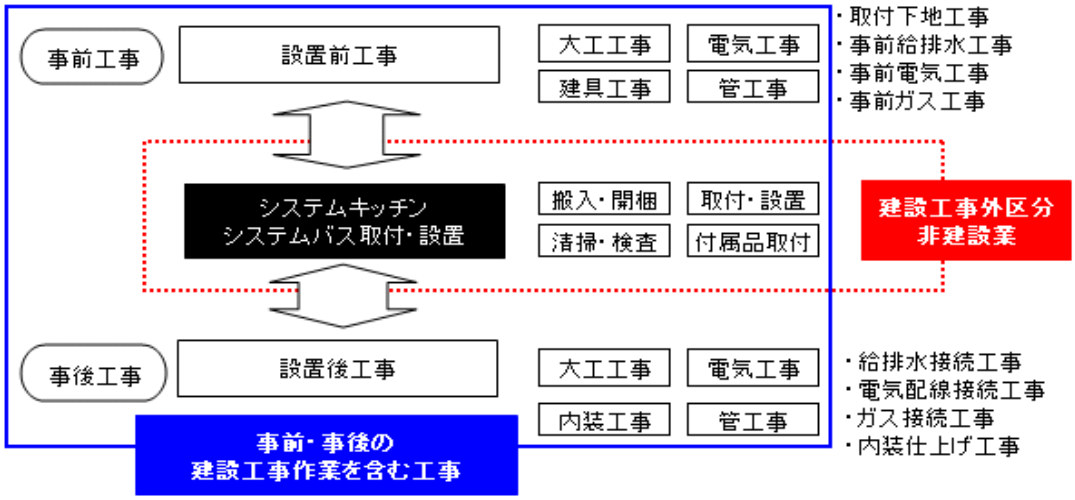

（3）材工販売モデルの対象区分

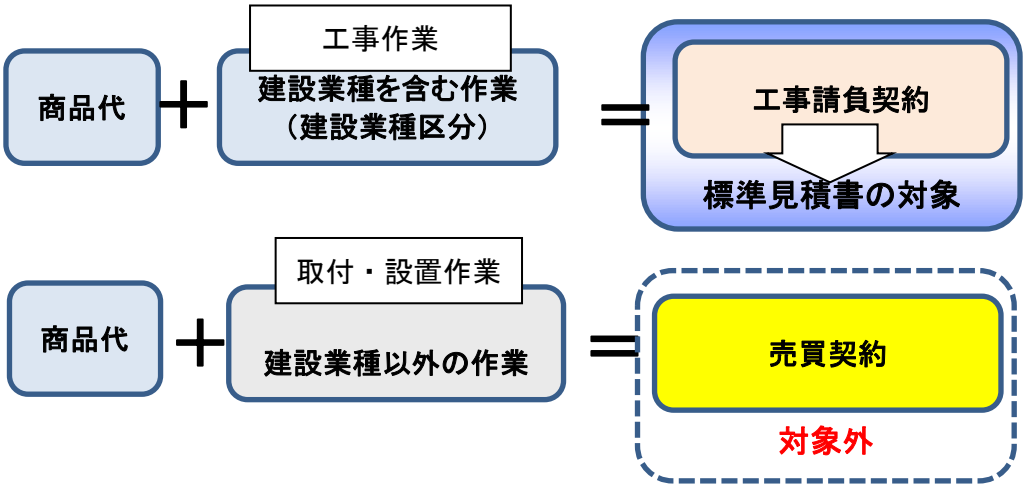

3 法定福利費（事業主負担）の算出手順について

3-1 法定福利費とは

法定福利費とは「法律で定められている福利厚生費用」である。具体的には、社会保険（雇用保険・健康保険・介護保険・厚生年金保険・児童手当拠出金）の保険料で、それぞれ事業主負担と個人負担の比率が定められている。標準見積書に明示するのは「事業主が負担する法定福利費」である。以下の説明は事業主負担分について示す。

法定福利費を算出するための「保険料率」と「算定対象」について算出根拠を明確にし、各社間の統一を図ることが標準見積書を活用する目的である。

3-2 法定福利費の考え方

法定福利費の基本的な算出方法は労務費総額に法定保険料率を乗じることで算出するが、労務費総額の把握が困難であるため、国土交通省の説明会資料に基づき下記の簡便法で算出した。

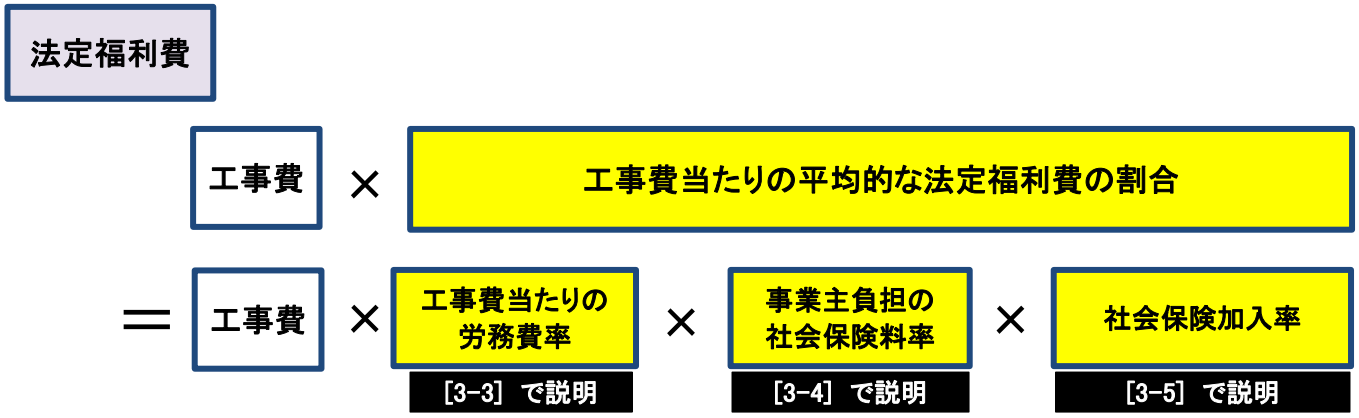

法定福利費の算出方法

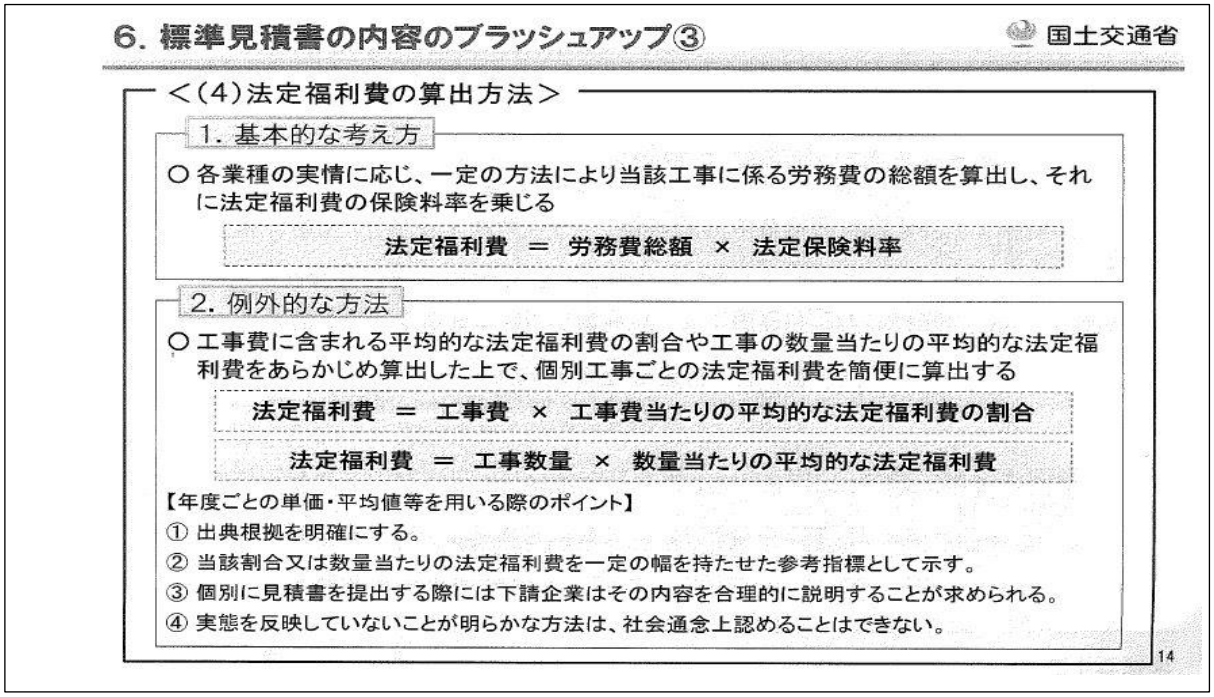

6. 標準見積書の内容のブラッシュアップ③　国土交通省

＜(4)法定福利費の算出方法＞

1. 基本的な考え方

○ 各業種の実情に応じ、一定の方法により当該工事に係る労務費の総額を算出し、それに法定福利費の保険料率を乗じる

法定福利費 ＝ 労務費総額 × 法定保険料率

2. 例外的な方法

○ 工事費に含まれる平均的な法定福利費の割合や工事の数量当たりの平均的な法定福利費をあらかじめ算出した上で、個別工事ごとの法定福利費を簡便に算出する

法定福利費 ＝ 工事費 × 工事費当たりの平均的な法定福利費の割合

法定福利費 ＝ 工事数量 × 数量当たりの平均的な法定福利費

【年度ごとの単価・平均値等を用いる際のポイント】

① 出典根拠を明確にする。
② 当該割合又は数量当たりの法定福利費を一定の幅を持たせた参考指標として示す。
③ 個別に見積書を提出する際には下請企業はその内容を合理的に説明することが求められる。
④ 実態を反映していないことが明らかな方法は、社会通念上認めることはできない。

14

【出典】標準見積書の活用等に向けた説明会資料（2013.5 国土交通省　土地・建設産業局　建設市場整備課）

3-3 工事費当たりの労務費率

工事費は「労務費（賃金）」と「必要経費」の合計で、法定福利費の対象は「労務費（賃金）」である。

工事費	
労務費（賃金）	必要経費
①基本給 月給・日給　等 ②諸手当 家族手当・住宅手当・残業手当 通勤手当・資格手当・休業手当　等 ③賞与 賞与・期末手当・勤勉手当　等	①任意、恩恵的なもの 退職金・結婚祝金・災害見舞金　等 ②労働の対価でない手当 解雇予告手当・旅費・出張日当　等 ③福利厚生的なもの 住宅手当・健康診断費用　等 ④業務費的なもの 作業衣費用　等 ⑤その他 教育訓練費・求人募集費用　等

東京都における「配管工」「内装工」「サッシ工」の公共工事設計労務単価および必要経費を標準（※）として、工事費当たりの労務費率を以下のように算出する。ただし事業所所在地（都道府県）ごとの保険料率及び労務単価で算出することは会員各社に委ねる。※当工業会ではキッチン・バス取付工事に関わる労務費は類似業種「配管工」「内装工」「サッシ工」の労務費率から算出する。

	配管工	内装工	サッシ工
公共工事設計労務単価	20,500	25,800	23,900
公共工事設計労務単価＋必要経費	28,800	36,300	33,600
労務費率	**71.2%**	**71.1%**	**71.1%**

【出典】公共工事設計労務単価（2016.1 国土交通省　土地・建設産業局　建設市場整備課）

⇒ **工事費当たりの労務費率 71%**

3-4 事業主負担の社会保険料率

各社会保険の料率と事業主負担率は下記機関の資料に基づく。

●雇用保険・・・厚生労働省「雇用保険料率（建設の事業に関わる）」
（厚生労働省HP＞平成28年度の雇用保険料率）
※事業主負担と個人負担の保険料率は異なる。

●健康保険・・・全国健康保険協会「保険料率」
（全国健康保険協会HP＞健康保険ガイド＞平成28年度保険料率）
※健康保険料率は都道府県により異なる。事業主負担率は50%。

●介護保険・・・全国健康保険協会「保険料率」
（全国健康保険協会HP＞健康保険ガイド＞協会けんぽの介護保険料率＞平成27年4月分）
※介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満）が対象である。事業主負担率は50%。

●厚生年金保険・・・日本年金機構「保険料額」
（日本年金機構HP＞厚生年金保険＞平成27年9月からの保険料率）
※事業主負担率は50%。

●子ども・子育て拠出金・・・日本年金機構「保険料額」
（日本年金機構HP＞厚生年金保険＞平成27年9月からの保険料率）
※事業主負担率は100%。

以上をまとめると、事業主負担の社会保険料率は下表のようになる。

種類	保険料率	事業主負担の考え方	**事業主負担の社会保険料率**	個人負担保険料率
雇用保険	1.4%	一定割合	**0.9%**	0.5%
健康保険（東京都の場合）	9.96%	50%	**4.98%**	4.98%
介護保険	1.58%	50%	**0.79%**	0.79%
厚生年金保険	17.828%	50%	**8.914%**	8.914%
子ども・子育て拠出金	0.20%	100%	**0.20%**	0%

3-5 社会保険加入率

当該工事に従事する直接作業員（主任技術者を含む）が対象となるが、事業所形態や就労形態により、各社会保険の加入義務が異なる。

○・・・加入義務あり　×・・・適用除外

事業所形態		就労形態	雇用保険	健康保険	介護保険 ※2	厚生年金保険	児童手当拠出金
法人		常用労働者	○	○ ※1	○ ※1	○	○
		短時間労働者	×	×	×	×	×
		役員等	×	○ ※1	○ ※1	○	○
個人事業主	常用4人以下	常用労働者	○	×	×	×	×
	常用5人以上	常用労働者	○	○ ※1	○ ※1	○	○
		短時間労働者	×	×	×	×	×
一人親方			×	×	×	×	×

※1　建設国保組合等に加入し「健康保険の除外認定」を受けている場合は適用を除外する。

※2　介護保険の適用対象者は「40歳以上64歳以下」である。

見積段階で従事者の保険適用要否が未確定なため加入率100%として計上する。ただし介護保険は適用年齢条件（全国健康保険協会「平成23年度事業年報」より対象者割合52%）を加味する。これにより社会保険加入率は下表のようになる。

種類	社会保険加入率
雇用保険	100%
健康保険	100%
介護保険	52%
厚生年金保険	100%
子ども・子育て拠出金	100%

3-6 法定福利費の算出式

以上の算出根拠をもとに法定福利費の算出式を以下にまとめた。

法定福利費 ＝ 工事費 × 工事費当たりの労務費率 71% ×

	事業主負担の社会保険料率	社会保険加入率
雇用保険	0.9%	100%
健康保険	4.98%	100%
介護保険	0.79%	52%
厚生年金保険	8.914%	100%
子ども・子育て拠出金	0.20%	100%
	15.40%（加入率折込み）	

3-7 消費税の取扱い

法定福利費は工事費の一部を構成するものであることから、消費税の課税対象となる工事費に含めて取り扱う。

3-8 算出根拠の見直しについて

算出根拠となる数値は、毎年度変動する可能性があるので、最新の数値を確認する必要がある。

添付資料【1】 材工一式表示

平成 00年 00月 00日

御 見 積 書

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 御中

下記のとおり御見積申し上げます。

〇〇〇〇〇〇 株式会社

〒000－0000 住所〇〇〇〇〇〇〇〇〇
TEL 000－0000－0000 FAX 000－0000－0000

担当〇〇〇〇

御見積金額	A	円
法定福利費	B	円
消費税	C ＝(A＋B)×消費税率	円
合計金額	A＋B＋C	円

法定福利費の表示に必要な部分

現場名	
現場場所	
工事名	
工事期間	
支払い条件	

御見積金額の内訳

名称	品番	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
システムバス工事	123456	00	台	00,000	000,000	
	345678	00	台	00,000	000,000	
計					00,000,000	A

法定福利費の内訳

名称	種類	保険料率	加入率	金額(円)	備考
法定福利費 事業主負担額	雇用保険	0.9%	100%	000,000	
	健康保険	4.98%	100%	000,000	全国健康保険協会・東京支部の場合
	介護保険	0.79%	52%	000,000	加入率は全国健康保険協会・H23年度事業年報より
	厚生年金保険	8.914%	100%	000,000	
	子ども・子育て拠出金	0.20%	100%	000,000	
計				00,000,000	B

添付資料【2】 材工別表示

平成　00年　00月　00日

御　見　積　書

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇　御中

下記のとおり御見積申し上げます。

〇〇〇〇〇〇　株式会社

〒000－0000　住所〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
TEL 000－0000－0000　FAX 000－0000－0000

担当〇〇〇〇

御見積金額	A	円
法定福利費	B	円
消費税	C　＝(A＋B)×消費税率	円
合計金額	A＋B＋C	円

法定福利費の表示に必要な部分

現場名	
現場場所	
工事名	
工事期間	
支払い条件	

御見積金額の内訳

名称	品番	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
材料費	123456	00	台	00,000	000,000	
	345678	00	台	00,000	000,000	
	小計				00,000,000	
工事費	123456	00	台	00,000	000,000	
	345678	00	台	00,000	000,000	
	小計				00,000,000	
計					00,000,000	A

法定福利費の内訳

名称	種類	保険料率	加入率	金額(円)	備考
法定福利費 事業主負担額	雇用保険	0.9%	100%	000,000	
	健康保険	4.98%	100%	000,000	全国健康保険協会・東京支部の場合
	介護保険	0.79%	52%	000,000	加入率は全国健康保険協会・H23年度事業年報より
	厚生年金保険	8.914%	100%	000,000	
	子ども・子育て拠出金	0.20%	100%	000,000	
計				00,000,000	B